

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

新旧対照表 目次

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）〔第一条関係〕	1
教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）〔第二条関係〕	10
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）〔第三条関係〕	12
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百五号）〔第四条関係〕	15
地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）〔第五条関係〕	17
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）〔第六条関係〕	18
土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）〔第六条関係〕	19
都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）〔第六条関係〕	20
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）〔第六条関係〕	21
国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）〔第六条関係〕	22
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）〔第六条関係〕	23
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）〔第六条関係〕	24
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）〔第六条関係〕	25
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）〔第七条関係〕	26
防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）〔第七条関係〕	27
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）〔第八条関係〕	28
国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）〔第九条関係〕	29
統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）〔第十条関係〕	30

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）〔第十一条関係〕	32
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）〔第十二条関係〕	33
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）〔第十三条関係〕	35
統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）〔第十四条関係〕	36
関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）〔第十五条関係〕	37
学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）〔第十六条関係〕	39
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）〔第十七条関係〕	40
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号）〔第十八条関係〕	41
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第四百十三号）〔第十九条関係〕	42
駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）〔第二十条関係〕	43
学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）〔第二十一条関係〕	45
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第八十九号）〔第二十二条関係〕	47
国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）〔第二十三条関係〕	48
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）〔第二十四条関係〕	50
割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）〔第二十五条関係〕	51
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）〔第二十六条関係〕	53
所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）〔第二十七条関係〕	54
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）〔第二十八条関係〕	57
製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）〔第二十九条関係〕	60
私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）〔第三十条関係〕	61
特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）〔第三十一条関係〕	63
活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）〔第三十二条関係〕	65
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）〔第三十三条関係〕	66

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令	70
(平成十六年政令第百五十七号)〔第三十四条関係〕	70
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成十七年政令第五十六号)〔第三十五条関係〕	73
特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)〔第三十六条関係〕	75
文部科学省組織令(平成十二年政令第百五十一号)〔第三十七条関係〕	76
中央教育審議会令(平成十二年政令第百八十号)〔第三十八条関係〕	79

改正案	現行
<p>（学齢簿の編製）</p> <p>第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）</p> <p>第四条 第二条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条又は第二十三条の規定による届出（第二条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十三条第九号及び第二十六条第三項において「指定都市」という。）にあつてはその区の区長とする。）は速やかにその旨を当該市</p>	<p>（学齢簿の編製）</p> <p>第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童（学校教育法（以下「法」という。）第二十三条に規定する「学齢児童」をいう。以下同じ。）及び学齢生徒（法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）</p> <p>第四条 第二条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条又は第二十三条の規定による届出（第二条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十三条第八号及び第二十六条第三項において「指定都市」という。）にあつてはその区の区長とする。）は速やかにその旨を当該市</p>

町村の教育委員会に通知しなければならない。

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)以外の者

二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第七十一條の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第七号、第六條の三、第六條の四、第七條、第八條、第十一條の二、第十二條第三項及び第十二條の二において同じ。)(が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学

町村の教育委員会に通知しなければならない。

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)以外の者

二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第五十一條の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第七号、第六條の三、第六條の四、第七條、第八條、第十一條の二、第十二條第三項及び第十二條の二において同じ。)(が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき

校又は中学校を指定しなければならない。

(教育委員会の行う出席の督促等)

第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第十七条第一項又は第二項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

(行政手続法第三章の規定を適用しない処分)

第二十二条の二 法第百三十八条の政令で定める処分は、第五条第一項及び第二項(これらの規定を第六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条第一項及び第二項の規定による処分とする。

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

(表略)

(法第四条第一項の政令で定める事項)

第二十三条 法第四条第一項(法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更

小学校又は中学校を指定しなければならない。

(教育委員会の行う出席の督促等)

第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第二十一条第一項又は第三十九条第一項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

(行政手続法第三章の規定を適用しない処分)

第二十二条の二 法第八十五条の二の政令で定める処分は、第五条第一項及び第二項(第六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条第一項及び第二項の規定による処分とする。

第二十二条の三 法第七十一条の四の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

(表略)

(法第四条第一項の政令で定める事項)

第二十三条 法第四条第一項(法第八十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更

- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止
- 三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止
- 四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
- 五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設
- 六 私立の大学の学部~~の~~学科の設置
- 七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。）の変更
- 八 高等専門学校の学科の設置
- （削除）
- （削除）
- 九 市町村の設置する幼稚園（指定都市の設置するものを除く。）~~、~~高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止
- 十 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十

- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- 三 私立の大学の学部~~の~~学科の設置
- 四 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第六十八条の二第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。）の変更
- 五 高等専門学校の学科の設置
- 六 大学における通信教育の開設並びに特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止
- 七 特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置及び廃止
- 八 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
- 九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園（指定都市の設置する幼稚園を除く。）の分校の設置及び廃止
- 十 高等学校の広域の通信制の課程（法第四十五条第三項（法第五十

条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の收容定員に係る学則の変更

(法第五十四条第三項の政令で定める通信制の課程)

第二十四条 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。

(法第五十四条第三項の政令で定める事項)

第二十四条の二 法第五十四条第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 学校の設置及び廃止
- 二 通信制の課程の設置及び廃止
- 三 設置者の変更
- 四 学則の記載事項のうち文部科学省令で定めるものに係る変更

(法第百三十一条の政令で定める場合)

第二十四条の三 法第百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校に

一条の九第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の收容定員に係る学則の変更

(法第四十五条第三項の政令で定める通信制の課程)

第二十四条 法第四十五条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。

(法第四十五条第三項の政令で定める事項)

第二十四条の二 法第四十五条第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 学校の設置及び廃止
- 二 通信制の課程の設置及び廃止
- 三 設置者の変更
- 四 学則の記載事項のうち文部科学省令で定めるものに係る変更

(法第八十二条の九の政令で定める場合)

第二十四条の三 法第八十二条の九の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校

あつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

(市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等)

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。)について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 一 名称を変更しようとするとき。
- 二 位置を変更しようとするとき。
- 三 学則(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。))の広域の通信制の課程に係るも

にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

(市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等)

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。)について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長、都道府県知事及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 一 名称を変更しようとするとき。
- 二 位置を変更しようとするとき。
- 三 学則(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。))の広域の通信制の課程に係るも

のを除く。)を変更したとき。

2) 4 (略)

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校(大学を除く。)(の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

(学校廃止後の書類の保存)

第三十一条 公立又は私立の学校(私立の大学及び高等専門学校を除く。)(が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校(大学を除く。))については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の

のを除く。)を変更したとき。

2) 4 (略)

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学又は市町村の設置する特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校(大学を除く。)(の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定める。

(学校廃止後の書類の保存)

第三十一条 公立又は私立の学校(私立の大学及び高等専門学校を除く。)(が廃止されたときは、大学以外の公立の学校については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道

教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

（指定の申請）

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

（連携科目等の指定）

第三十三条の二 都道府県の教育委員会は、法第五十五条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部）（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学については当該大学を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

（指定の申請）

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第四十五条の二の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

（連携科目等の指定）

第三十三条の二 都道府県の教育委員会は、法第四十五条の二の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部）（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

(認証評価の期間)

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百三十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

(法第三十四条第三項の審議会等)

第四十一条 法第三十四条第三項（法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する審議会等は、教科用図書検定調査審議会とする。

(法第九十四条の審議会等で政令で定めるもの)

第四十二条 法第九十四条（法第二百三十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

(法第九十五条の審議会等で政令で定めるもの)

第四十三条 法第九十五条（法第二百三十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、大学設置・学校法人審議会とする。

(認証評価の期間)

第四十条 法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

(法第二十一条第三項の審議会等)

第四十一条 法第二十一条第三項（法第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する審議会等は、教科用図書検定調査審議会とする。

(法第六十条の審議会等で政令で定めるもの)

第四十二条 法第六十条（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

(法第六十条の二の審議会等で政令で定めるもの)

第四十三条 法第六十条の二（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、大学設置・学校法人審議会とする。

改正案	現行
<p>（部局の長）</p> <p>第一条 教育公務員特例法（法という。以下同じ。）第二条第三項の部局の長とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 大学院に置かれる研究科（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長</p> <p>（大学院修学休業の許可の取消事由）</p> <p>第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。</p> <p>二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間</p>	<p>（部局の長）</p> <p>第一条 教育公務員特例法（法という。以下同じ。）第二条第三項の部局の長とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 大学院に置かれる研究科（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条ただし書に規定する組織を含む。）の長</p> <p>（大学院修学休業の許可の取消事由）</p> <p>第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。</p> <p>二 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困</p>

内に修得することが困難となつたこと。

(教育公務員に準ずる者)

第八条 大学(公立学校(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次条第一項において同じ。))であるものに限る。)の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条(法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第二十二条まで並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2) 3 (略)

第九条 高等専門学校(公立学校であるものに限る。)の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 (略)

難となつたこと。

(教育公務員に準ずる者)

第八条 大学(公立学校であるものに限る。)の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条(法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第二十二条まで並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2) 3 (略)

第九条 公立の高等専門学校の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（事務職員の数の算定）</p> <p>第四条 法第九条第四号の政令で定める者は、市（特別区を含む。以下この項において同じ。）町村の教育委員会が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者のうち生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条各号に掲げる費用等の支給を当該市町村から受けるものに限る。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、文</p>	<p>（事務職員の数の算定）</p> <p>第四条 法第九条第四号の政令で定める者は、市（特別区を含む。以下この項において同じ。）町村の教育委員会が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者のうち生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条各号に掲げる費用等の支給を当該市町村から受けるものに限る。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、文</p>

部科学大臣が定める障害を有する児童又は生徒（学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（第五号において「特別支援学級」という。）の児童及び生徒を除く。）に対して当該障害に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二（五）（略）

3・4（略）

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

部科学大臣が定める障害を有する児童又は生徒（学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（第五号において「特別支援学級」という。）の児童及び生徒を除く。）に対して当該障害に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二（五）（略）

3・4（略）

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

2
(略)
一
二
(略)

2
(略)
一
二
(略)

改 正 案	現 行
<p>（分校の収容定員等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五条ただし書の政令で定める特別の理由がある場合は、当該公立の高等学校が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すものである場合とする。</p> <p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第四条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員との別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務</p>	<p>（分校の収容定員等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五条ただし書の政令で定める特別の理由がある場合は、当該公立の高等学校が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すものである場合とする。</p> <p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第四条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員との別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員との別ごとに、第一号に掲げ</p>

<p>2 (略)</p>	<p>職員のごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（部局の長の範囲）</p> <p>第十一条 法第七十三条に規定する政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長</p>	<p>（部局の長の範囲）</p> <p>第十一条 法第七十三条に規定する政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第六十六条ただし書に規定する組織を含む。）の長</p>

改 正 案	現 行
<p>（休職にされる場合）</p> <p>第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる学術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合を除く。）</p> <p>二 三 （略）</p>	<p>（休職にされる場合）</p> <p>第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる学術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合を除く。）</p> <p>二 三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校</p> <p>六～二十三 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校</p> <p>六～二十三 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等を含む。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物</p> <p>ロ（ホ）（略）</p> <p>二十七～三十（略）</p>	<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等を含む。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物</p> <p>ロ（ホ）（略）</p> <p>二十七～三十（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p> <p>十四～二十三（略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校、同法第八十三条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p> <p>十四～二十三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通過した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設</p> <p>二 五（略）</p> <p>七（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通過した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設</p> <p>二 五（略）</p> <p>七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 一の専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）の各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの</p> <p>八〇九（略）</p>	<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 一の専修学校（学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）の各種学校（同法第八十三条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの</p> <p>八〇九（略）</p>

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高压ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p> <p>十四～二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高压ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校、同法第八十三条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p> <p>十四～二十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p> <p>十四～二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校、同法第八十三条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設</p> <p>十四～二十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲） 第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲） 第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）〔第七条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校</p> <p>二 九（略）</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校</p> <p>二 九（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 結核にかかっている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、同法第八十一条第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。</p>	<p>第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 結核にかかっている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、同法第七十五条第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。</p>

改正案	現行
<p>（法第十八条第二号の政令で定める教育施設）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫法（以下「法」という。）第十八条第二号に規定する政令で定める教育施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十六条の規定による中等教育学校の後期課程</p> <p>二 学校教育法第七十六条第二項の規定による特別支援学校の高等部</p> <p>三 学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校（同法第二百二十五条第四項に規定する一般課程については、財務大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>四 学校教育法第二百二十四条第一項の規定による各種学校（財務大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>五〇九（略）</p>	<p>（法第十八条第二号の政令で定める教育施設）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫法（以下「法」という。）第十八条第二号に規定する政令で定める教育施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の五の規定による中等教育学校の後期課程</p> <p>二 学校教育法第七十二条第二項の規定による特別支援学校の高等部</p> <p>三 学校教育法第八十二条の規定による専修学校（同法第八十二条の三第四項に規定する一般課程については、財務大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>四 学校教育法第八十三条の規定による各種学校（財務大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>五〇九（略）</p>

改 正 案	別表第三（第八条第一項関係）	
	指定統計	事務の区分
現 行	別表第三（第八条第一項関係）	
	指定統計	事務の区分
（略）	（略）	調査票の配布、収集、審査等に関する事務
		二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務
（略）	（略）	市町村の教育委員会が行う事務
		市町村の教育委員会が行う事務

別表第五（第八条第一項関係）

指定統計 学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする指定統計	事務の区分	都道府県知事	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
	(略)			
	事務の区分	都道府県知事	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
	(略)			

別表第五（第八条第一項関係）

指定統計 学校における児童、生徒、学生、幼児及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする指定統計	事務の区分	都道府県知事	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
	(略)			
	事務の区分	都道府県知事	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
	(略)			

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）〔第十一条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（漁業監督官の資格）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、漁業監督官となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）、独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）に基づく独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十四条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）に基づく水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）に基づく水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者</p>	<p>（漁業監督官の資格）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、漁業監督官となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第六十九条の二に規定する短期大学を含む。）、独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）に基づく独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十四条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）に基づく水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）に基づく水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者</p>

改 正 案	現 行
<p>（事業に専ら従事する親族の範囲） 第七条の五（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者は、同項の事業に従事していても、その該当する者である期間は、当該事業に専ら従事する者に該当しないものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、<u>第二百二十四条又は第三百三十四条第一項の学校</u>の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（法第七百一条の三十四第三項第三号の教育文化施設） 第五十六条の二十四 法第七百一条の三十四第三項第三号に規定する政令で定める教育文化施設は、次に掲げる施設とする。</p>	<p>（事業に専ら従事する親族の範囲） 第七条の五（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者は、同項の事業に従事していても、その該当する者である期間は、当該事業に専ら従事する者に該当しないものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、<u>第八十二条の二又は第八十三条の学校</u>の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第八十二条の二又は第八十三条の学校の生徒で常時修学しないものその他事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（法第七百一条の三十四第三項第三号の教育文化施設） 第五十六条の二十四 法第七百一条の三十四第三項第三号に規定する政令で定める教育文化施設は、次に掲げる施設とする。</p>

一 (略)

二 学校教育法附則第六条の規定により設置された幼稚園

一 (略)

二 学校教育法第百二条の規定により設置された幼稚園

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第八条の二関係）			
(略)	(2)・(3)	(略)	(1) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第二項に規定する教育訓練の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第四項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する教育を行うものとして認められたものうち、防衛大臣の定めるものに限る。）を担当する教授、准教授及び講師（防衛大臣の定める者に限る。）
	(略)	(略)	
		防衛大学校	防衛大学校
		勤務箇所	勤務箇所
		職員	職員
		調整数	調整数

改正案	現行
<p>（文教研修施設、医療更生施設等）</p> <p>第一条 統計報告調整法（以下「法」という。）第三条第一項第二号の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条若しくは第十五条若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のうち、地方公共団体が設置するもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（文教研修施設、医療更生施設等）</p> <p>第一条 統計報告調整法（以下「法」という。）第三条第一項第二号の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条若しくは第十五条若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園のうち、地方公共団体が設置するもの</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（国等以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校で私立のもの、同法附則第三条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項（定義）に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項（名称の特例）に規定する公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第二条（名称）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校</p> <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法第百二十四条（専修学校）又は第百三十四条第一項（各種学校）に規定する専修学校又は各種学校で私立のもののうち財</p>	<p>（国等以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園で私立のもの、同法第九十八条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項（定義）に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項（名称の特例）に規定する公立大学法人が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第二条（名称）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校</p> <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法第八十二条の二（専修学校）又は第八十三条第一項（各種学校）に規定する専修学校又は各種学校で私立のもののうち財</p>

務大臣が指定したものの
四六（略）

務大臣が指定したものの
四六（略）

改 正 案	現 行
<p>（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）</p> <p>第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第六条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p>	<p>（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）</p> <p>第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第六条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条（同法第四十条及び第七十六条で準用する場合を含む。）又は第五十一条の八の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p>

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学用品に係る補助の基準及び範囲）</p> <p>第一条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下「法」という。）第二条の規定による学用品又はその購入費の支給に対する国の補助は、市町村が、同条に規定する保護者に対して、その保護者が児童又は生徒（それぞれ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）のため購入する必要がある学用品の全部又は一部について現物又はその購入費を支給する場合において、その支給した学用品の価額又は購入費の総額の二分の一について行うものとする。ただし、当該総額は、児童が使用する学用品又は生徒が使用する学用品についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める額に、当該児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（学用品に係る補助の基準及び範囲）</p> <p>第一条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下「法」という。）第二条の規定による学用品又はその購入費の支給に対する国の補助は、市町村が、同条に規定する保護者に対して、その保護者が児童（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）又は生徒（学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）のため購入する必要がある学用品の全部又は一部について現物又はその購入費を支給する場合において、その支給した学用品の価額又は購入費の総額の二分の一について行うものとする。ただし、当該総額は、児童が使用する学用品又は生徒が使用する学用品についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める額に、当該児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。</p> <p>2 （略）</p>

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置者の負担すべき夜間学校給食の運営に要する経費）</p> <p>第一条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する夜間学校給食（以下「夜間学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、法第五条第一項の規定に基づき法第二条に規定する夜間課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 夜間課程を置く高等学校において夜間学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十条又は第六十九条の規定により夜間課程を置く高等学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第二条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p>	<p>（設置者の負担すべき夜間学校給食の運営に要する経費）</p> <p>第一条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する夜間学校給食（以下「夜間学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、法第五条第一項の規定に基づき法第二条に規定する夜間課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 夜間課程を置く高等学校において夜間学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条又は第五十一条の八の規定により夜間課程を置く高等学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第二条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p>

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第四百十三号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、同法第五条第一項の規定に基づき特別支援学校の設置者が負担する経費は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>一 特別支援学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条において準用する同法第二十七条及び第六十条の規定により特別支援学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村（市町村の組合を含む。）立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p>	<p>特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、同法第五条第一項の規定に基づき特別支援学校の設置者が負担する経費は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>一 特別支援学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十六条の規定により特別支援学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村（市町村の組合を含む。）立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七條 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル</p>	<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七條 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル</p>

改正案	現行
<p>（保護者への通知）</p> <p>第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たつて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第四条に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十六条に規定する保護者</u>（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>（出席停止の指示）</p> <p>第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、<u>幼児、児童又は生徒</u>（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（専修学校）</p> <p>第十一条 第五条、第六条及び前条の規定は、専修学校に準用する。こ</p>	<p>（保護者への通知）</p> <p>第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当つて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第四条に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十二条第一項に規定する保護者</u>（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>（出席停止の指示）</p> <p>第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、<u>児童、生徒</u>（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）<u>又は幼児</u>にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（専修学校）</p> <p>第十一条 第五条、第六条及び前条の規定は、専修学校に準用する。こ</p>

の場合において、第五条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは、「当該生徒」と読み替えるものとする。

の場合において、第五条第一項中「児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは、「当該生徒」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（学級数に応ずる必要面積）</p> <p>第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第七十一条</u>の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p>	<p>（学級数に応ずる必要面積）</p> <p>第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十一条</u>の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第九十条第一項の政令で定める学生等）</p> <p>第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校に在学する生徒</p> <p>二 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校に在学する生徒</p> <p>三 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒</p> <p>四 学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）に在学する学生</p> <p>五 学校教育法第百八条第二項に規定する短期大学に在学する学生</p> <p>六 学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校に在学する学生（削除）</p> <p>七 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒</p> <p>八 前号に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定め</p>	<p>（法第九十条第一項の政令で定める学生等）</p> <p>第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校に在学する生徒</p> <p>二 学校教育法第五十一条の二に規定する中等教育学校に在学する生徒</p> <p>（新設）</p> <p>三 学校教育法第五十二条に規定する大学（同法第六十二条に規定する大学院を含む。）に在学する学生</p> <p>四 学校教育法第六十九条の二第二項に規定する短期大学に在学する学生</p> <p>五 学校教育法第七十条の二に規定する高等専門学校に在学する学生</p> <p>六 学校教育法第七十一条に規定する特別支援学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒</p> <p>七 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校に在学する生徒</p> <p>八 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校その他の教育施</p>

る教育施設に在学する生徒又は学生

設であつて前号に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省
令で定めるものに在学する生徒又は学生

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）〔第二十四条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>別表第三（附則第二項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 幼稚園、小学校及び特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）の教育職員</p> <p>六～十四（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>別表第三（附則第二項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）及び幼稚園の教育職員</p> <p>六～十四（略）</p>

改正案	現行
<p>別表第一の二（第一条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）を受ける権利</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。） 、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）を受ける権利</p> <p>五 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は</p>	<p>別表第一の二（第一条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）を受ける権利</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。） 、同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）を受ける権利</p> <p>五 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の児童、生徒又は</p>

学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）を受ける権利

六・七（略）

別表第一の三（第一条関係）

一～三（略）

四 語学の教授（学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）

五（略）

六 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）

七～十（略）

学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）を受ける権利

六・七（略）

別表第一の三（第一条関係）

一～三（略）

四 語学の教授（学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）

五（略）

六 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）

七～十（略）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（同一教科用図書を採択する期間） 第十四条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>附則第九条</u>に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（同一教科用図書を採択する期間） 第十四条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第一百七七条</u>に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（勤労学生の範囲）</p> <p>第十一条の三 法第二条第一項第三十二号ロ（勤労学生の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第百二十四条</u>（専修学校）に規定する専修学校又は同法<u>第百三十四条第一項</u>（各種学校）に規定する各種学校のうち、教育水準を維持するための教員の数その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 法第二条第一項第三十二号ロ又は八に規定する政令で定める課程は、当該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に掲げる事項に該当する課程とする。</p> <p>一 学校教育法<u>第百二十四条</u>に規定する専修学校の同法<u>第百二十五条第一項</u>（専修学校の課程）に規定する高等課程及び専門課程 次に掲げる事項</p> <p>イ 職業に必要な技術の教授をすること。</p> <p>ロ その修業期間が一年以上であること。</p> <p>ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること（夜間その他</p>	<p>（勤労学生の範囲）</p> <p>第十一条の三 法第二条第一項第三十二号ロ（勤労学生の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第八十二条の二</u>（専修学校）に規定する専修学校又は同法<u>第八十三条第一項</u>（各種学校）に規定する各種学校のうち、教育水準を維持するための教員の数その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 法第二条第一項第三十二号ロ又は八に規定する政令で定める課程は、当該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に掲げる事項に該当する課程とする。</p> <p>一 学校教育法<u>第八十二条の二</u>に規定する専修学校の同法<u>第八十二条の三第一項</u>（専修学校の課程）に規定する高等課程及び専門課程 次に掲げる事項</p> <p>イ 職業に必要な技術の教授をすること。</p> <p>ロ その修業期間が一年以上であること。</p> <p>ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること（夜間その他</p>

特別な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

二 その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

二 (略)

3 (略)

(親族が事業に専ら従事するかどうかの判定)

第六十五条 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。

一 学校教育法第一条(学校の範囲)、第二百二十四条(専修学校)又は第三百三十四条第一項(各種学校)の学校の学生又は生徒である者(夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)

二・三 (略)

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

特別な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

二 その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

二 (略)

3 (略)

(親族が事業に専ら従事するかどうかの判定)

第六十五条 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。

一 学校教育法第一条(学校の範囲)、第八十二条の二(専修学校)又は第八十三条(各種学校)の学校の学生又は生徒である者(夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第八十二条の二又は第八十三条の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)

二・三 (略)

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一～三（略）

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五・六（略）

2・3（略）

第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一～三（略）

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第八十三条（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五・六（略）

2・3（略）

改正案	現行
<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一～二十九（略）</p> <p>三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二条第四項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。）のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を</p>	<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一～二十九（略）</p> <p>三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二条第四項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。）のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を</p>

募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。）を行う事業

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校、同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの

ロ 水（略）

三十一～三十三（略）

2（略）

（寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 法第三十七条第一項（寄附金の損金不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 公益法人等（財務省令で定める法人を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）、社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人 当該事業年

募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。）を行う事業

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校、同法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの

ロ 水（略）

三十一～三十三（略）

2（略）

（寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 法第三十七条第一項（寄附金の損金不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 公益法人等（財務省令で定める法人を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）、社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人 当該事業年

<p>年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）</p> <p>□（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一）三（略）</p> <p>四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）</p> <p>□（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一）三（略）</p> <p>四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六（略）</p> <p>2・3（略）</p>
--	--

製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）〔第二十九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（養成施設の指定の基準）</p> <p>第九条 製菓衛生師法（以下「法」という。）第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条又は法附則第三項に規定する者であることを入所資格とするものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（養成施設の指定の基準）</p> <p>第九条 製菓衛生師法（以下「法」という。）第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条又は法附則第三項に規定する者であることを入所資格とするものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p>	<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の児童、生徒又は幼児（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p>

<p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園又は特別支援学級を置く私立の小学校若しくは中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額</p> <p>イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。</p> <p>ロ 特別支援学級を置く私立の小学校若しくは中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は障害のある幼児が在学している私立の幼稚園であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 前項の児童等の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。</p>
--	--

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）〔第三十一条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第五（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）							
特定継続的役務	特定継続的役務提供の期間	契約の解除によつて通常生ずる損害の額	契約の締結及び履行のために通常要する費用の額	特定継続的役務	特定継続的役務提供の期間	契約の解除によつて通常生ずる損害の額	契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
一（略）	（略）	（略）	（略）	一（略）	（略）	（略）	（略）
二 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）	二月	五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	一万五千元	二 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）	二月	五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	一万五千元

五・六（略）	<p>三 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（四の項において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）</p>	二月	五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額	二万円
	<p>四 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）</p>	二月	二万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額	一万二千円
	<p>三 学校教育法第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（四の項において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）</p>	二月	五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額	二万円
	<p>四 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）</p>	二月	二万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額	一万二千円

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</p> <p>二 七（略）</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園</p> <p>二 七（略）</p>

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（第一種学資金の額）</p> <p>第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十条第一項の第一種学資金（以下単に「第一種学資金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>			
<p>（第一種学資金の額）</p> <p>第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十条第一項の第一種学資金（以下単に「第一種学資金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>		<p>（第一種学資金の額）</p> <p>第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十条第一項の第一種学資金（以下単に「第一種学資金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>	
大学	区分	月額	月額
<p>地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この表において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この表において同じ。）が設置する大学</p>	<p>自宅通学のとき</p>	<p>四五、〇〇円</p>	<p>自宅通学のとき</p>
<p>私立の大学</p>	<p>自宅外通学のとき</p>	<p>五一、〇〇円</p>	<p>自宅外通学のとき</p>
<p>学部</p>	<p>自宅通学のとき</p>	<p>五四、〇〇円</p>	<p>自宅通学のとき</p>

			高等専 門学校		大学院				
			地方公共団体、独立行政法人国 立高等専門学校機構及び公立大 学法人が設置する高等専門学校		修士課程及び専門職大学院の課程				
第四学年及 び第五学年		第一学年か ら第二学年 まで			短期大学				
自宅通 学のとき	自宅外 通学の とき	自宅通 学のとき	自宅通 学のとき	博士課程	八八、〇〇 円	自宅通 学のとき	自宅通 学のとき	自宅外 通学の とき	自宅外 通学の とき
四五、〇〇 円	二二、五〇 円	二一、〇〇 円	二一、〇〇 円	一一二、〇〇 円		五三、〇〇 円	六〇、〇〇 円	六四、〇〇 円	六四、〇〇 円

			高等専 門学校		大学院				
			地方公共団体及び独立行政法人 国立高等専門学校機構が設置す る高等専門学校		修士課程及び専門職大学院の課程				
第四学年及 び第五学年		第一学年か ら第二学年 まで			短期大学				
自宅通 学のとき	自宅外 通学の とき	自宅通 学のとき	自宅通 学のとき	博士課程	八八、〇〇 円	自宅通 学のとき	自宅通 学のとき	自宅外 通学の とき	自宅外 通学の とき
四五、〇〇 円	二二、五〇 円	二一、〇〇 円	二一、〇〇 円	一一二、〇〇 円		五三、〇〇 円	六〇、〇〇 円	六四、〇〇 円	六四、〇〇 円

専修学校		私立の専修学校の専門課程		国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程		私立の高等専門学校		第一学年から第三学年まで		第四学年及び第五学年		私立の高等専門学校	
学のと	自宅通	とき	自宅外	学のと	自宅通	とき	自宅外	学のと	自宅通	とき	自宅外	学のと	自宅外
○円	五三、〇〇		五一、〇〇	○円	四五、〇〇		六〇、〇〇	○円	五三、〇〇		三五、〇〇	○円	三一、〇〇
○円	五三、〇〇		五一、〇〇	○円	四五、〇〇		六〇、〇〇	○円	五三、〇〇		三五、〇〇	○円	三一、〇〇

専修学校		私立の専修学校の専門課程		国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程		私立の高等専門学校		第一学年から第三学年まで		第四学年及び第五学年		私立の高等専門学校	
学のと	自宅通	とき	自宅外	学のと	自宅通	とき	自宅外	学のと	自宅通	とき	自宅外	学のと	自宅外
○円	五三、〇〇		五一、〇〇	○円	四五、〇〇		六〇、〇〇	○円	五三、〇〇		三五、〇〇	○円	三一、〇〇
○円	五三、〇〇		五一、〇〇	○円	四五、〇〇		六〇、〇〇	○円	五三、〇〇		三五、〇〇	○円	三一、〇〇

2 (略)	備考 (略)			
		とき	通学の ○円	自宅外 六〇、 〇〇
2 (略)	備考 (略)			
		とき	通学の ○円	自宅外 六〇、 〇〇

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令

(平成十六年政令第百五十七号)(第三十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。)</p> <p>第二条第三項に規定する教職員のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第四条の規定により採用された者以外の者をいう。</p> <p>二(三) (略)</p> <p>四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(都道府県立の小学校及び中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。))を除く。以下「小学校等」という。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。)</p> <p>第二条第三項に規定する教職員のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第四条若しくは第五条の規定により採用された者以外の者をいう。</p> <p>二(三) (略)</p> <p>四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(都道府県立の小学校及び中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。))を除く。以下「小学校等」という。)</p>

一般教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。））、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五 教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十九条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号、第四号及び第五号に掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。））、地方公務員法第五十五

（の一般教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。））、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五 教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十九条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号、第四号及び第五号に掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。））、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を

条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十（略）

十一 特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十（略）

十一 特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民年金保険料の免除に関する特例）</p> <p>第十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（以下この条において「被保険者等」という。）が、特別障害給付金の支給を受けているときは、当該被保険者等は、国民年金法第九十条及び第九十条の二の規定の適用について、同法第九十条にあつては同条第一項第五号に、同法第九十条の二にあつては同条第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号に該当するものとみなす。この場合において、同法第九十条第一項ただし書並びに第九十条の二第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書の規定は適用せず、同法第九十条第一項中「次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間」と、同法第九十条の二第一項中「前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「前条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受ける期間」と、同条第二項中「前条</p>	<p>（国民年金保険料の免除に関する特例）</p> <p>第十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（以下この条において「被保険者等」という。）が、特別障害給付金の支給を受けているときは、当該被保険者等は、国民年金法第九十条及び第九十条の二の規定の適用について、同法第九十条にあつては同条第一項第五号に、同法第九十条の二にあつては同条第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号に該当するものとみなす。この場合において、同法第九十条第一項ただし書並びに第九十条の二第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書の規定は適用せず、同法第九十条第一項中「次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間」と、同法第九十条の二第一項中「前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「前条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受ける期間」と、同条第二項中「前</p>

第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「前条第一項、前項又は次項の規定の適用を受ける期間」と、同条第三項中「前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「前条第一項又は前二項の規定の適用を受ける期間」とする。

条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「前条第一項、前項又は次項の規定の適用を受ける期間」と、同条第三項中「前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間」とあるのは、「前条第一項又は前二項の規定の適用を受ける期間」とする。

改 正 案	現 行
<p>（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>イ）チ （略）</p> <p>リ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）における原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具その他の設備の整備、教員等の研修その他の必要な措置に要する費用に充てるための交付金</p> <p>三）三十 （略）</p> <p>2）6 （略）</p>	<p>（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>イ）チ （略）</p> <p>リ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）における原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具その他の設備の整備、教員等の研修その他の必要な措置に要する費用に充てるための交付金</p> <p>三）三十 （略）</p> <p>2）6 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～二十六 （略）</p> <p>（スポーツ・青少年局の所掌事務）</p> <p>第十条 スポーツ・青少年局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における児童、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること</p>	<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園）における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～二十六 （略）</p> <p>（スポーツ・青少年局の所掌事務）</p> <p>第十条 スポーツ・青少年局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒、学生及び幼児の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること</p>

及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。第八十二条第二号において同じ。）。

十三(二十一) (略)

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第三十四条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(六) (略)

七 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(スポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)。

八(十三) (略)

(財務課の所掌事務)

第三十五条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(八) (略)

九 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る予算案(学校施設、学校における体育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関すること。

(特別支援教育課の所掌事務)

及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。第八十二条第二号において同じ。)。

十三(二十一) (略)

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第三十四条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(六)

七 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(スポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)。

八(十三)

(財務課の所掌事務)

第三十五条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(八) (略)

九 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に係る予算案(学校施設、学校における体育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関すること。

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十九条 特別支援教育課は、次に掲げる事務（第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（以下この条において「特別支援教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 前号に掲げる幼児、児童及び生徒に係る就学奨励並びに特別支援教育の用に供する設備の整備のための補助に関すること。

三 八（略）

（国際教育課の所掌事務）

第四十条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における国際理解教育（以下この条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 五（略）

第三十九条 特別支援教育課は、次に掲げる事務（第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対する教育（以下この条において「特別支援教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 前号に掲げる児童、生徒及び幼児に係る就学奨励並びに特別支援教育の用に供する設備の整備のための補助に関すること。

三 八（略）

（国際教育課の所掌事務）

第四十条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における国際理解教育（以下この条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 五（略）

2 6 （略）	（略）	（略）	（略）	名称	所掌事務	改 正 案	（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
	（略）	（略）	（略）	初等中等教育分科会	一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 五（略）		
2 6 （略）	（略）	（略）	（略）	名称	所掌事務	現 行	（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
	（略）	（略）	（略）	初等中等教育分科会	一 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 五（略）		